

一関保健所長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年7月28日

一関保健所長 橋本 功

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開 設者の氏名	指定年月日
0360990006	一関訪問看護ステーション	一関市中央町二丁目3番18号	医療法人社団 仁愛会	平成18年4月1日
0360990022	訪問看護ステーションなのはな	一関市中央町二丁目4番2号	医療法人 三秋会	〃
0362690018	花泉訪問看護ステーション	一関市花泉町涌津字悪法師38番地31	医療法人 磐清会	〃
0362790016	社団法人岩手県看護協会立東山訪問看護ステーション	一関市東山町長坂字西本町115番1	社団法人岩手県看護協会	〃
0362790024	社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	一関市千厩町千厩字町浦32番地2	社団法人岩手県看護協会	〃
0372700666	訪問看護ステーションやまゆり	一関市千厩町千厩字宮敷45番1	医療法人 三秋会	〃
0362690000	訪問看護ステーションさわな	西磐井郡平泉町長島字砂子沢6番1	医療法人 三秋会	〃
0362790008	藤沢町訪問看護ステーション	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	藤沢町	〃

2 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開 設者の氏名	指定年月日
0370900086	一関中央クリニック	一関市中央町二丁目4番2号	医療法人 三秋会	平成18年4月1日